

第3期子ども・子育て未来プラン事業 令和7(2025)年度及び最終目標値設定

基本方針1

基本方針1 子どもを地域で支える意識づくり

■基本施策（1） 教育・保育サービスの充実

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
1	通常保育事業	保育サービスについては、こどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえた体制を整備します。	保育サービスの充実のための第三者評価受審の推進	公立保育園は、5年に1回の間隔で実施する計画であるが、今年度は該当園なし	継続実施	保育課
2	延長保育事業【地域子ども・子育て支援事業(9)】	保護者の就労などで、通常の保育時間を超える場合に延長して保育を行います。		施設数 24か所 利用実人数 420人	施設数 24か所 利用実人数 389人	保育課
3	休日保育事業	保護者の就労などで休日における保育が困難な児童の保育を行います。		継続実施	継続実施	保育課
4	障害児保育事業	障害や発達の遅れがある児童の保育については、こども家庭センター、保健センターなどと連携し、保護者の理解を得て保育士の加配により対応します。		全施設で継続実施	全施設で継続実施	保育課
5	病児・病後児保育事業【地域子ども・子育て支援事業(10)】	病院や教育・保育施設などに付設された専用スペースなどにおいて、病気の児童を看護師などが一時的に保育を行います。	・病児・病後児対応型	【病児・病後児対応型】 施設数 2か所 利用延人数 376人	【病児・病後児対応型】 施設数 3か所 利用延人数 348人	保育課
新6	乳児等通園支援事業【地域子ども・子育て支援事業(17)】	0歳6か月から満3歳未満児を対象に、保護者の就労要件を問わず、保育を行います。		利用定員数 0人 ※令和8年度からの実施に向けて、準備	利用定員数 27人	保育課

■基本施策（2） 地域における子育て支援サービスの充実

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
7	利用者支援事業【地域子ども・子育て支援事業(1)】	子どもやその保護者等の身近な場所で、教育・保育施設等や地域の子育て支援事業等の情報提供のほか、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	基本型（子育てコンシェルジュ）、特定型（保育コンシェルジュ）、母子保健型の配置	基本型（子育てコンシェルジュ）・特定型（保育コンシェルジュ）の配置	基本型（子育てコンシェルジュ）・特定型（保育コンシェルジュ）の配置	子育て支援課
				・こども家庭センター型 1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 89.5%	・こども家庭センター型 1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診） 91.5%	子育て相談課
8	産後ケア事業【地域子ども・子育て支援事業(19)】	退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどきめ細かい支援を実施し、安心・安全な子育てができる環境を整えます。		利用者割合 43%	利用者割合 60%	子育て相談課
9	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）【地域子ども・子育て支援事業(2)】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援を行います。また、なかよしひろば、委託2箇所については、適切な利用組数を見極め、より多くの利用希望者が利用できるように工夫をした上で、開催していきます。		(子育てサポートステーション所管) 直営1か所、委託2か所 出張サロン5か所 利用延人数 15,532人	(子育てサポートステーション所管) 直営1か所、委託2か所 出張サロン5か所 利用延人数 13,979人	子育て相談課
			子育てサロンの実施	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 5,773人	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 5,045人	保育課

10	ファミリー・サポート・センター事業【地域子ども・子育て支援事業(7)】	子育てをサポートしてほしい人（利用会員）とサポートする人（サポート会員）が会員登録して、会員の仲介（マッチング）を行います。また、事業を安定的に実施するため、養成講座を開きサポート会員の育成にも努めます。	・サポート会員による子どもの預かり、送迎 ・ファミリーサポートセンター会員養成講座	サポート率 99%以上	サポート率 99%以上	子育て支援課
11	放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業(11)】	昼間、保護者などが家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。	児童クラブの運営、支援	待機児童数 0人	待機児童数 0人	子育て支援課
12	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業(6)】	家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、短期間、児童などを預かる制度です。本市では民間のNPO法人などに委託して実施しています。		一時的に家庭での養育が困難となった保護者へ短期支援事業の利用を促し、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数：250日	一時的に家庭での養育が困難となった保護者へ短期支援事業の利用を促し、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数：250日	子育て相談課
13	一時預かり事業【地域子ども・子育て支援事業(8)】	家庭で養育することが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間に教育・保育施設やその他の場所で一時的に預かります。	・幼稚園、認定こども園での在園児を対象とした預かり保育 ・保育園での一時預かり ・幼稚園、認定こども園での在園児以外を対象とした預かり保育	施設数 11か所 利用延人数 18,000人 施設数 10か所 利用延人数 1,640人	施設数 11か所 利用延人数 15,732人 施設数 10か所 利用延人数 922人	保育課
14	実費徴収に係る補足給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業(12)】	保護者の世帯所得の状況などを勘案し、教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用を助成します。		継続実施	継続実施	保育課
15	多様な事業者の参入促進・能力活用事業【地域子ども・子育て支援事業(13)】	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育などの提供体制の確保を図ります。	①新規参入施設等への巡回支援 ②社会福祉法人が設置する認定こども園の1号認定の支援児への補助	継続実施	継続実施	保育課
16	認定こども園・幼稚園の特別保育事業	認定こども園・幼稚園では通常の預かりのほか、わんぱく保育事業（未就園児親子教室、特別支援サポート事業など）を行います。		継続実施	継続実施	保育課
17	子育て応援券事業	地域の子育て支援サービスの周知と利用が促進されるとともに、子育ての不安や負担感の軽減を図るため、各種子育て支援サービスに利用できる子育て応援券を出生時に交付します。	0歳の児童の保護者に対して、子育て応援券を支給	執行率90%以上	執行率 94%以上 令和7年度は90%を目標、令和8年度から毎年度1%増加を目標	子育て支援課

■基本施策（３） 子育て支援のネットワークづくり

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
18	子育てサロンカレンダーの 配布	子育て世代の実態に合わせた周知の方法を検討しながら、子育て中の親子が利用できる施設を紹介するため、乳幼児健診・訪問事業・市役所窓口などで子育てサロンカレンダーを配布します。		配布枚数 1,100枚	配布枚数 1,000枚	子育て相談課
19	子育てガイドブックの 作成と配布	子育てに関する行政情報などを1冊にまとめ、分かりやすい情報提供を行います。 なお、冊子は電子媒体でも作成し、SNSなどが身近な子育て世代を対象として対応しています。		見直しを行い、最新情報での発行を行う。	毎年度見直しを行い、継続実施していく。	子育て支援課

■基本施策（４） こどもの健全育成

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
再掲	放課後児童健全育成事業【地域子ども・子育て支援事業(11)】《再掲》	《№11 再掲》	児童クラブの運営、支援	待機児童数 0人	待機児童数 0人	子育て支援課
20	コミュニティ・スクール 地域学校協働本部	コミュニティ・スクールと地域学校協働本部との一体的推進を充実し、地域学校協働活動や小・中が一体となった中学校区としての事業の展開をするなど、地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、未来を担う子どもを学校と地域みんなで育て、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながりや絆を強化し、地域の活性化を図ります。		日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課
21	那須塩原市青少年育成 市民会議活動	市内の各青少年関係機関や団体は、それぞれの目的達成のために活動していますが、青少年健全育成というテーマは非常に幅が広く、単一の機関や団体の活動だけでは解決できない問題も多いことから、連携を取り合い、青少年健全育成を進めます。	・親子遊び体験活動及び「家庭の日」PR活動の実施 ・子どもフェスタの共催	継続実施	継続実施	生涯学習課

■基本施策（５） 地域における人材育成

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
22	保育士確保事業	教育・保育施設を運営する事業者に対し、市外から移住する保育士の宿舍を借り上げるための費用などの助成をします。	那須塩原市保育士等宿舍借り上げ支援事業	事業周知を図る。 申込み件数：10件	継続実施	保育課
23	保育士養成課程のある短期大学等への説明会	保育士資格の養成課程のある短期大学などで、本市へ就職してもらえるよう市内事業者と協力し説明会を行います。		継続実施	継続実施	保育課
24	保育の質の向上のための研修事業	教育・保育施設などに従事している職員の質の向上のための研修を実施します。		継続実施	継続実施	保育課
25	子育て支援員事業	市が認可する地域型保育事業所で働く保育従事者や一時預かり、ファミリー・サポート・センターなどで従事する職員に対して、事業に従事するために必要な研修を県と共同で実施します。	子育て支援員研修	対象者への周知徹底を図り、県と共同で研修を実施する。	対象者への周知徹底を図り、継続実施していく。	子育て支援課
26	放課後児童クラブ職員の資質向上研修事業	放課後児童クラブの職員の資質向上のため、障害児対応研修、アレルギー対応研修などを実施します。		年2回以上の研修の実施	年2回以上の研修の実施	子育て支援課

第3期子ども・子育て未来プラン事業 令和7(2025)年度及び最終目標値設定

基本方針2

基本方針2 援護が必要なこども・子育て家庭への支援

■基本施策（1） こどもの虐待防止と救済

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
27	児童虐待に関する相談体制の充実	関係機関との情報共有を密にし、相談体制を強化します。児童虐待など相談件数が増加し内容も複雑化しているため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、児童家庭相談スーパーバイザーなどを配置し、専門的技術的助言や指導により相談体制を強化します。		家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	子育て相談課
28	子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）【地域子ども・子育て支援事業(5)-2】	児童虐待の防止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係者、関係機関との連携をさらに強化します。		関係機関等との連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応を行う。	関係機関等との連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応を行う。	子育て相談課
29	養育支援訪問事業【地域子ども・子育て支援事業(5)-1】	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問するなど、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、対象家庭が自立できるよう適切な支援を継続し、支援方法を工夫します。	養育支援家庭数	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合（4か月児健診時） 5%以下	子育てを楽しくないと思う時がある親の割合（4か月児健診時） 5%以下	子育て相談課
30	乳幼児訪問指導の充実【地域子ども・子育て支援事業(4)】	適時、適切に栄養、環境、疾病予防、母親のメンタルヘルスなどを含め、新生児期から家庭訪問などによる育児支援を行い、母子の愛着形成や、虐待防止の活動を進めます。	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
31	乳幼児健康診査	乳幼児の健やかな成長、発達を支援するため、内科・歯科診察、身体計測、発達確認、離乳食指導、歯科保健教育、事故防止啓発活動、健康相談などを行います。	・4か月児健康診査 ・10ヵ月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・5歳児健康診査	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
新 32	子育て世帯訪問支援事業【地域子ども・子育て支援事業(14)】	家事・子育てなどに不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行います。		家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行い、育児への不安や負担の軽減を図る。	家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育てなどの支援を行い、育児への不安や負担の軽減を図る。	子育て相談課
新 33	親子関係形成支援事業【地域子ども・子育て支援事業(16)】	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象に、子育てセミナーを開催し、児童の心身の発達状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するなどし、親子間における適切な関係性の構築を図ります。		子育てセミナーを開催し、親子間における適切な関係性の構築を図る。 ・セミナー開催回数 5回	子育てセミナーを開催し、親子間における適切な関係性の構築を図る。 ・セミナー開催回数 5回	子育て相談課

■基本施策（２）　ひとり親家庭等の自立支援の推進

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
34	ひとり親家庭に対する相談支援体制の充実	母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に向けた支援や情報提供を実施するとともに、相談内容に応じて関係機関と連携して対応するなど、相談支援体制の充実を図ります。また、ひとり親などに関する各種支援制度をまとめたガイドブックなどにより、支援制度の周知を図ります。	・母子・父子自立支援員による相談支援 ・ハローワーク、社会福祉協議会などの関係機関との連携 ・ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックの改定、周知	母子・父子自立支援員による相談支援、関係機関との連携、支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援体制の充実を図る。	母子・父子自立支援員による相談支援、関係機関との連携、支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援体制の充実を図る。	子育て相談課
35	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭の個々の生活や就業などの状況に応じて、様々な支援メニューを活用したプログラムを策定し、就業や生活の安定を支援します。		個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関と連携するなど、きめ細かな支援を行う。	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関と連携するなど、きめ細かな支援を行う。	子育て相談課
36	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭が経済的に自立できるよう、相談者のニーズに応じた就労やキャリアアップにつながる資格の取得に向け、指定された講座を受講した場合の受講料の助成を行います。		継続実施	継続実施	子育て相談課
37	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親の自立につながる資格取得のため一定期間以上の養成訓練を受講する場合に、受講期間中の生活の負担の軽減を図るため、給付金を支給します。		継続実施	継続実施	子育て相談課
38	児童扶養手当	ひとり親の家庭へ経済的支援として児童扶養手当を支給します。		継続実施（制度の周知を図る）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
39	ひとり親医療費助成	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	継続実施（制度の周知を図る）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
40	養育費・親子交流に関する周知事業	養育費や親子交流に関して、パンフレット配布などによる制度の周知を行い、啓発を図ります。		継続実施	継続実施	子育て相談課
41	住宅支援	ひとり親や生活困窮者世帯への安定した生活の確保のため、住宅の確保に関する各種支援を実施します。	生活困窮者への住宅確保給付金（転居費用含む）の給付	継続実施	継続実施	生活福祉課
			・県や関係機関が実施するひとり親家庭に対する住宅の確保に関する各種支援の周知、相談、申請等の支援	継続実施	継続実施	子育て相談課
42	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の生活の安定とその児童の福祉の向上を図るための、就学・修学、技能習得、就業、就職、医療介護、生活、住居などに関わる資金の貸付けを行います。	・県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金の相談及び申請受付	継続実施	継続実施	子育て相談課
43	ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免	教育・保育施設の利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料について減免します。		生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり（市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料）。	生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり（市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料）。	保育課
44	放課後児童クラブ事業利用料減免	放課後児童クラブの利用に当たり、生活困窮者世帯やひとり親世帯への利用料を減免します。	民設児童クラブへ利用料減免事業補助金	対象者への確実な減免の実施及び事業実施民設クラブへの補助金支払	対象者への確実な減免の実施及び事業実施民設クラブへの補助金支払	子育て支援課
45	ファミリー・サポート・センター利用料助成	ひとり親など家庭の経済的負担軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターの利用料助成を行います。		助成申請を受けたものについて速やかに審査し交付する。	助成申請を受けたものについて速やかに審査し交付する。	子育て支援課

新

■基本施策（３） 支援児施策の充実

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
46	発達支援体制の充実	発達に支援が必要な子どもとその保護者に対して、各ライフステージで関係機関から提供される個別の支援計画を次のライフステージで支援を行う関係機関に切れ目なくつないでいく「縦の連携」と、保健・医療・保育・教育・福祉・就労などの関係機関と連携する「横の連携」により、一貫した支援を提供する発達支援システムを推進し、発達支援体制の充実を図ります。	・ 個別の支援計画によるつなぐ支援の実施 ・ 連携支援会議、支援検討会議の開催 ・ 保護者支援の実施 ・ 発達支援体制協議会などによる関係機関との連携	継続実施	発達支援システムつなぐ支援を利用してよかったと思う人の割合 64%	子育て相談課
再掲	乳幼児健康診査《再掲》	《№31再掲》	・ 4 か月児健康診査 ・ 1 0 ヲ月児健康診査 ・ 1 歳 6 か月児健康診査 ・ 2 歳児歯科検診 ・ 3 歳児健康診査 ・ 5 歳児健康診査	・ この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・ この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
47	乳幼児健康相談	こどもの成長・発達や保護者の育児に関して、保健師・栄養士・作業療法士・心理相談員などの専門職による相談を行います。	・ 育児相談・運動発達相談・精神発達相談	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90%以上	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90%以上	子育て相談課
48	年長児巡回相談	教育・保育施設において、年長児の集団での様子を観察し、発達の状況や特性の見立てを行い、支援が必要な子どもへの適切な支援を検討し、早期対応を促します。		年長児が在籍する市内幼稚園、認定こども園、保育園の実施率100%	年長児が在籍する市内幼稚園、認定こども園、保育園の実施率100%	子育て相談課
49	就学時健康診断	市内小学校及び義務教育学校の就学予定者の心身の状況を把握し、治療の勧告その他保健上必要な助言を行うとともに、適正な就学についての指導を行います。		就学予定者全員の受診	就学予定者全員の受診	学校教育課
50	多職種協働による相談支援事業	心理職などの専門職による多職種協働チームが、こどもが通う施設などにおいて、集団生活におけるこどもの状況を確認し、支援の方向性や適切な支援方法について現場の支援者と検討を行います。また、こどもとの関わりに困り感のある保護者の相談を受け保護者が困り感をもつことなくこどもと関われるよう支援します。		支援者及び保護者への相談支援を行い、発達に支援が必要なこどもが適切な支援を受けられるようにする。	支援者及び保護者への相談支援を行い、発達に支援が必要なこどもが適切な支援を受けられるようにする。	子育て相談課
51	放課後児童クラブ巡回相談	各放課後児童クラブへ専門知識を持った職員を派遣し、発達支援が必要な児童への適切なアドバイスを行います。		巡回支援数 20支援	巡回支援数 20支援	子育て支援課
52	教育・保育施設における障害児加配	市内の教育・保育施設において発達のため支援が必要と判定された児童に対し、公立保育園では保育士の加配を行い、私立の教育・保育施設へは必要な費用を助成します。		全施設で継続実施	全施設で継続実施	保育課
53	放課後児童クラブにおける障害児加配	市内の放課後児童クラブにおいて支援が必要と認められた児童を受け入れる場合、その児童に対する支援員の人件費の基準により民設放課後児童クラブに補助します。		対象となる全クラブへ助成	対象となる全クラブへ助成	子育て支援課
54	障害福祉サービス・障害児通所支援	障害のあるこどもや発達に支援を必要とするこどもを対象に、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供することで、こどもの自立と社会参加の促進、家族の負担軽減を図ります。		障害福祉サービス：給付件数 57件（現状維持） 障害児通所支援：給付件数 721件（現状維持）	障害福祉サービス：給付件数 57件（現状維持） 障害児通所支援：給付件数 721件（現状維持）	社会福祉課
55	重度心身障害者医療費助成	身体障害者手帳や療育手帳などを持っている方に対して保険診療の自己負担分を助成します。		継続実施（制度の周知を図る）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れがないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課

56	特別児童扶養手当等の支給	一定以上の障害の状態にある２０歳未満の児童を監護している父母など又は児童に手当の支給を行うとともに、制度の周知及び適切な時期に手続案内をすることで、支給漏れの防止を図ります。		支給人数　448人（現状維持）	支給人数　448人（現状維持）	社会福祉課
57	補装具の給付	身体の欠損又は失われた身体機能を補って、日常生活や職業生活をしやすくするため、補装具を給付（購入など費用の一部を助成）します。		給付件数　60件	給付件数　60件	社会福祉課
58	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	補装具の給付対象とならない軽度又は中等度の難聴の聴覚障害があるこどもの補聴器の購入費用の一部を助成します。		給付件数　7件	給付件数　7件	社会福祉課
59	日常生活用具の給付	障害のあるこどもや難病患者などの日常生活を円滑にするための用具を給付します。		給付件数　415件(現状維持)	給付件数　415件(現状維持)	社会福祉課
60	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	小児慢性特定疾病により長期に療養を必要とするこどもの日常生活に必要な用具を給付します。		給付件数　4件	給付件数　4件	社会福祉課
61	わかば相談（就学相談）	学校における特別支援教育についての情報提供を行うとともに、どのような環境があるかなど、小学校就学に向けた様々な相談に応じ、保護者の不安や悩みの軽減・解消を図ります。		継続実施	継続実施	子育て相談課

■基本施策（４）　こどもの居場所づくり

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
62	要支援児童放課後応援事業	養育放棄（ネグレクト）などの状況にある要支援児童に、放課後等において食事や学習ができる居場所を提供し、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、子どもの健全な育成と自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施します。		信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	子育て相談課
再掲	コミュニティ・スクール地域学校協	《№20 再掲》		日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課
63	不登校児童・生徒の居場所づくり（サポート）	不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援をする施設として「ハートフルスペース」を2箇所設置し、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の居場所をつくとともに、学校、家庭との連携や教育支援カウンセラーによる教育相談体制の強化を図りながら、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の心の安定や自立を促します。 宿泊体験館「メーブル」での宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校及び不登校傾向にある児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援及び不登校の未然防止を図ります。		学校や家庭との連携を取り、児童生徒の支援の在り方を検討し、安全安心な居場所づくりに努め、不登校出現率の減少につなげるようにする。	不登校出現率の減少	学校教育課
再掲	子育て短期支援事業【地域子ども・子育て支援事業(6)】《再掲》	《№12 再掲》		一時的に家庭での養育が困難となった保護者へ短期支援事業の利用を促し、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数：250日	一時的に家庭での養育が困難となった保護者へ短期支援事業の利用を促し、保護者の育児不安・負担等の軽減を図る。 利用延べ日数：250日	子育て相談課

第 3 期子ども・子育て未来プラン事業　令和7(2025)年度及び最終目標値設定

基本方針3

基本方針 3　ライフステージに応じた事業の充実

■基本施策（１）　妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない支援体制の充実

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
64	利用者支援事業（こども家庭センター型）【地域子ども・子育て支援事業(1)】	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談支援を行います。		・こども家庭センター型　1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診）　89.5%	・こども家庭センター型　1か所 ・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診）　91.5%	子育て相談課
65	妊産婦支援事業	母子健康手帳交付時の面接相談、妊娠後期相談、妊産婦健康診査にかかる費用の一部助成、産後ケアなど、妊娠期から産後早期における切れ目のない支援を行い、伴走型の相談支援体制を充実させます。また、母親学級は、母子手帳アプリのプッシュ配信機能を利用し、実施内容を配信していきます。	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査 ・母親学級 ・妊娠後期相談 ・産婦健康診査 ・産後ケア ・母子手帳アプリ	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診）　89.5%以上	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（4か月児健診）　91.5%以上	子育て相談課
66	妊産婦医療費助成制度	妊産婦の医療費に係る保険診療の自己負担分を助成します。		・継続実施 （安定した制度運営のため、適正受信等のPRに努める）	・対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
67	新生児聴覚検査	生まれて間もない赤ちゃんに行う聴覚検査の費用の一部を助成します。		受診率　100%	受診率　100%	子育て相談課
68	先天性股関節脱臼検診	先天性股関節脱臼検診の検診費用の一部を助成し、未受診者には、乳幼児健診などで勧奨するなど対策を行います。		受診率　100%	受診率　100%	子育て相談課
再掲	乳幼児健康診査　《再掲》	《№31再掲》	・4か月児健康診査 ・10ヵ月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳児歯科検診 ・3歳児健康診査 ・5歳児健康診査	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合　現状維持（R6年度　95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合　現状維持（R6年度　95.8%）	子育て相談課
再掲	乳幼児健康相談　《再掲》	《№47再掲》	・育児相談・運動発達相談・精神発達相談	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合90%以上	育てにくさを感じた時に対処できる親の割合90%以上	子育て相談課
69	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業(4)】	支援が必要な家庭に対し、保健師、助産師が家庭訪問を行います。 生後2～3か月児がいる全家庭に対し専門職による家庭訪問を行います。 （乳児家庭全戸訪問事業）	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合　現状維持（R6年度　95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合　現状維持（R6年度　95.8%）	子育て相談課
70	学校における歯科疾患予防推進事業	小学1年生～6年生を対象に、各学校においてフッ化物洗口及び歯科指導を行います。		むし歯のない小学生の割合65%以上 むし歯のない中学生の割合70%以上	むし歯のない小学生の割合70%以上 むし歯のない中学生の割合75%以上	健康増進課
71	フッ化物塗布	那須特別支援学校の小学1年生～中学3年生の希望者にフッ化物塗布を行います。		実施回数　2回	実施回数　2回	健康増進課
新	72	1か月児健康診査		受診率　100%	受診率　100%	子育て相談課
新	再掲	産後ケア事業【地域子ども・子育て支援事業(19)】《再掲》	《№8再掲》	利用者割合　43%	利用者割合　60%	子育て相談課

新	73	妊婦のための支援給付	妊娠期からの切れ目ない支援を行うために、妊婦等包括相談支援事業の支援を組み合わせ、妊婦のための支援給付を行います。		継続実施（支給に漏れないよう制度運用していく）	対象者について、病院や受付窓口等各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て相談課
新	74	妊婦等包括相談支援事業 【地域子ども・子育て支援事業(18)】	妊婦のための支援給付と同時に妊婦・その配偶者などに対して面談などにより情報提供や相談（伴走型相談支援）を行います。	・妊娠届出時 ・妊娠後期相談時 ・乳児家庭全戸訪問時	継続実施	継続実施	子育て相談課
新	75	5歳児健康診査	教育・保育施設において、年中児の集団での様子を観察し、こどもの個々の発達の特徴を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、こどもとその家族に必要な支援につなげます。		実施率 100%	実施率 100%	子育て相談課

■基本施策（２） 学童期・思春期から成人期に向けた支援の充実

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
76	思春期保健事業	中学生・高校生を対象に命の大切さを学び、自分を大切にし、相手を大切にできる力を身に付けるため、専門職による思春期教育を行います。	中・高校生に対する思春期教育 思春期教育用教材配布 （ティーンズブック・相談カード）	市内全中学校、高校での実施	市内全中学校、高校での実施	子育て相談課
新	77	結婚支援事業	出会いから結婚までのサポートを行う「結婚サポートセンター」及び「とちぎ結婚支援センターなすしおばら」を運営し、結婚相談、マッチング、結婚セミナー、婚活イベントなどの結婚支援に取り組みます。	会員数増加に向けて広報活動を積極的に展開する	結婚を希望する独身男女に対し出会いから結婚までサポートしていく	市民協働推進課

■基本施策（３） 食育の推進

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
78	健診等での食に関する情報提供	各種健診や育児相談などで、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、乳幼児期から大人まで、食に関する学習の機会や情報の提供を実施します。	・乳幼児健診、健康相談	肥満傾向（カウプ指数18.0以上）にある3歳児の割合 4.0%以下	肥満傾向（カウプ指数18.0以上）にある3歳児の割合 4.0%以下	子育て相談課
79	学校給食における委託炊飯に係る米飯加工賃公費負担事業	金額や食品数を考慮した献立を作成する上で、これまで保護者が負担していた学校給食における米飯加工賃（委託炊飯に係る加工手数料）を市が負担することにより、地場産物など多様な食材を多く活用し、副食（おかず）を充実するとともに、共同調理場における地元産野菜の利用を拡大するため、質・量ともに安定的な供給体制の構築を図ります。あわせて、食材や地域農業の情報を給食だよりなどで発信し、関心を深める働きかけを行うことで食育を推進します。		栃木県学校給食関係諸調査基準（金額ベース）で令和5年度の基準年から維持・向上する（43.13%以上）	栃木県学校給食関係諸調査基準（金額ベース）で令和5年度の基準年から維持・向上する（43.13%以上）	教育総務課
80	学校農園の開設支援	小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒が農作業の体験を通じて農業に対する理解や食への感謝の心を育むことができるよう、学校農園の開設を支援します。		全校実施	全校実施	農務畜産課

■基本施策（４） こどもの健やかな成長を見守る地域づくり

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
81	食生活改善推進員	こどもの食習慣はその後の健康の基礎となることから、地域の健康づくりの担い手として、生活に密着した活動を行う食生活改善推進員を育成します。	・おやこの食育教室の開催	継続実施	継続実施	健康増進課
82	民生委員・児童委員主任児童委員	民生委員・児童委員、主任児童委員と自治会などが連携協力し、地域における福祉ニーズをキャッチする仕組みづくりを推進します。		地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	社会福祉課
				地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	地域での活動を通じ、地域支援を継続していく。	子育て相談課
83	家庭教育オピニオンリーダーの育成	自主的に、あるいは教育委員会と連携しながら、学校・公民館などの家庭教育講座、サロン活動や就学時健康診断においてこどものしつけや教育、家族の在り方、悩みごとなどの家庭に関する相談にのったり、親同士の話し合いにより、自分の子育てを振り返り、気づいたりできる場を設け、子育てをサポートできる人材を育成します。	・就学時検診における親学習の実施 ・家庭教育オピニオンリーダー研修及び家庭教育支援プログラムの周知	実施継続	実施継続	生涯学習課
再掲	地域子育て支援拠点事業（子育てサロン）《再掲》【地域子ども・子育て支援事業(2)】	《№9 再掲》		(子育てサポートステーション所管) 直営 1 か所、委託2か所 出張サロン5か所 利用延人数 15,532人	(子育てサポートステーション所管) 直営 1 か所、委託2か所 出張サロン5か所 利用延人数 13,979人	子育て相談課
			子育てサロンの実施	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 5,773人	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 5,045人	保育課
再掲	コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	《№20 再掲》		日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課

■基本施策（５） 小児医療等の充実

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
84	小児救急医療体制の確保	小児医療体制は、安心してこどもを産み、育てるための基盤となるものであることから、小児医療体制の充実・確保に取り組むこと、特に小児救急医療について、県、近隣市町及び関係機関との連携のもと、基盤整備に取り組めます。		継続実施	継続実施	健康増進課
85	妊婦健康診査【地域子ども・子育て支援事業（3）】	1 4 回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。		・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8％）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8％）	子育て相談課
86	産婦健康診査	2 回の受診票を交付し、健康診査にかかる費用の一部を助成します。		・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8％）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8％）	子育て相談課
87	未熟児養育医療	身体機能が未熟なまま出生し、医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付や訪問などの支援を行います。		未熟児を育てる家庭への訪問等による支援の実施率 1 0 0 ％	未熟児を育てる家庭への訪問等による支援の実施率 1 0 0 ％	子育て相談課
88	こども医療費助成	1 8 歳までのこどもの医療費について、保険診療の自己負担分を助成します。		継続実施 （安定した制度運営のため、適正受診等の P R に努める。）	令和元年度から中学生までの医療費助成を現物給付とした。市民からも要望の強い改正であったためこのまま制度を維持していく。	子育て支援課
89	自立支援（育成医療）	障害のあるこどもの身体的な障害を除去、軽減する手術などの治療に対する費用の一部を助成します。		継続実施	制度の範囲内で必要なものについてはすべて、適切に給付することを継続していく。	社会福祉課
90	予防接種法に基づく定期予防接種の実施	感染症を予防し、かかった場合の重症化予防のため、また、周囲の人への感染予防のため、公費負担による定期予防接種を実施します。		第 2 期麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種率 95％以上	第 2 期麻しん風しん混合（MR）ワクチン接種率 95％以上	健康増進課
91	任意予防接種の助成	おたふくかぜの予防接種について、接種費用の一部を助成します。		継続実施	継続実施	健康増進課
92	骨髄移植等により免疫を消失した者への再接種費用の助成	骨髄移植手術などにより、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意で再度接種する場合の費用を助成します。		継続実施	継続実施	健康増進課

■基本施策（６） 不妊症・不育症治療対策

新

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
93	不妊症・不育症治療費助成制度	保険診療適用外の不妊治療の検査及び診療を受けた際の費用の一部を助成します。また保険適用外の不妊症治療費を対象に費用の一部を助成します。		継続実施	継続実施	子育て相談課
94	先進医療費助成制度	先進医療を受けた際の費用の一部を助成します。		継続実施	継続実施	子育て相談課

第3期子ども・子育て未来プラン事業 令和7(2025)年度及び最終目標値設定

基本方針4

基本方針4 仕事と家庭生活の両立の支援

■基本施策（1） 仕事と子育ての両立支援の推進

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
95	仕事と子育ての両立支援やワークライフバランスについて周知啓発事業	両立支援やワークライフバランスへの理解を深め、住みやすく働きやすい地域を実現できるよう、労働基準法に定められた制度や様々な働き方について市民へ啓発を行います。	各種ポスター等の配布	広報物の整理及びホームページの見直しを行い、より多くの市民の目に留まるように工夫する。	仕事と子育ての両立を支援するため、短時間勤務、育児休業制度等の普及・定着や多様な働き方について、周知・啓発を継続して行っていく。	商工振興課
96	男女共同参画情報「みいな」発行	男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画情報「みいな」を発行します。		発行方法・回数を見直し、編集委員と協働で発行していく	編集委員と協働による情報紙の継続的な発行	市民協働推進課
97	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画社会を目指し、男女共同参画フォーラムを毎年1回開催します。		実行委員会方式の市民協働による男女共同参画フォーラムの開催	実行委員会方式の市民協働による男女共同参画フォーラムの継続的な開催	市民協働推進課
98	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画社会を目指し、男女共同参画セミナーを定期的に開催します。		令和6年度末をもって事業廃止		市民協働推進課
99	男女共同参画社会に関する市民意識調査	男女共同参画社会の形成状況や市民の意識を明らかにする調査について定期的に実施し、男女共同参画に関する様々な施策に反映します。		令和8年度調査に向けた研究を行う	計画策定の前年に実施。	市民協働推進課
100	女性リーダーの育成及び人材登録	男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において活動ができるよう、女性リーダーを育成し、また、人材リストを作成し、女性登用の機会向上を図ります。		・女性リーダー育成のための講座への参加者を広報等で募集 ・人材リストを定期的に更新し庁内へ周知を行う	・女性リーダー育成のための講座への参加者を広報等で募集 ・人材リストを定期的に更新し庁内へ周知を行う	市民協働推進課
101	父親への育児参加の意識向上	男女共同参画意識のさらなる高揚を図るとともに男性の家事や育児への参加促進を図るため、母親学級や生涯学習出前講座、男性向け料理教室などで啓発事業を行います。		継続実施	継続実施	子育て相談課
			・出前講座（行政編）内の家庭教育メニューの実施 ・教育講演会の実施 ・就学時検診の親学習	継続実施	継続実施	生涯学習課
				広報紙等を活用した継続的な啓発	広報紙等を活用した継続的な啓発	市民協働推進課
102	父子手帳の交付	母子健康手帳の交付に併せて父親への父子手帳も交付し、育児への参加促進を啓発します。		全数交付（転入者含む）	全数交付（転入者含む）	子育て相談課

第3期子ども・子育て未来プラン事業 令和7(2025)年度及び最終目標値設定

基本方針5

基本方針5 教育環境の整備

■基本施策（1） 次代の親の教育

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
103	中高生の乳幼児ふれあい体験	中高生が赤ちゃんとふれあい、関わることで、赤ちゃんに対する愛着の感情の醸成を図るため、マイチャレンジなどの積極的な受入れを行います。	マイチャレンジ等の受入れ	継続実施	継続実施	保育課
104	中学生海外交流事業	国際化が進展する社会で生きるための資質・能力を高め、国際社会に貢献できる人材の育成を目指し、姉妹都市であるオーストリアのリンツ市と中学生の相互交流を行います。	・ホームステイ受入れ事業 5月又は6月に7日間前後、オーストリア共和国リンツ市にある学校の生徒が、市内中学校3年生の家庭でホームステイを体験しながら、市内研修、学校訪問を行う。 ・海外派遣研修事業 10月に10日間、市内中学校2年生が、オーストリア共和国リンツ市でホームステイを体験しながら、市内研修、学校訪問を行い、現地校の生徒と交流を行う。	オーストリアからのホームステイ受入れ、オーストリアへの本市中学生の派遣を実施する。	今後も事業を継続し、国際社会に貢献できる人材の育成を続ける。	学校教育課
105	社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施	豊かな心を育むため、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進するなどの取組を行います。		実施時期や実施方法を見直しながら、全ての中・義務教育学校（後期課程）での校外体験活動を実施する。	今後も事業を継続実施し、多様な体験活動を推進する。	学校教育課
再掲	思春期保健事業《再掲》	《No76再掲》	中・高校生に対する思春期教育 思春期教育用教材配布 （ティーンズブック・相談カード）	市内全中学校、高校での実施	市内全中学校、高校での実施	子育て相談課
再掲	コミュニティ・スクール地域学校協働本部《再掲》	《No20再掲》		日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課
106	青少年リーダー育成支援事業	地域で活躍できる青少年リーダーを育成するため、充実した生活や事前の体験活動を経験してもらう事業を実施するとともに、子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト及びガールスカウトなどの青少年健全育成団体への支援を行います。	子ども会育成会連絡協議会、ボーイスカウト、ガールスカウトへの支援	継続実施	継続実施	生涯学習課
107	子どもカレッジ運営事業	こどもたちが体験活動を通して、好奇心や感動する心を育み、協力・連携について学ぶことにより、生き抜く力を身に付けるために運営します。なお、持続的な運営のための外部実行委員会の設立や、開催回数を増やすことにより、学校教育との差別化を図ります。		年間延参加人数90名	年間延参加人数150名	生涯学習課

■基本施策（２） 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
108	学びのSTEAM化で ワクワドキドキする学校・授業づくり	「学びのSTEAM化」をキーワードに授業改善を図り、こどもたちのワクワクドキドキを高めていく学びを目指します。「学びのSTEAM化」によって自分たちで考え、工夫して課題をクリアしていくといった活動を行うことで、こどもたちに自信をつけさせ、自己肯定感を高めることにつなげていきます。	STEAM教育（テクノロジー）の視点で身の回りの「しくみ」を考える出前授業を小学校、中学校で行う。	次に掲げる点を強化し「学びのSTEAM化」を実践し授業改革につなげる。 ①既に行っている「STEAM教育的なアプローチ」を各学校で継続。 ②授業の中で「小さなSTEAM教育」を回していく ③もっとSTEAM教育的なアプローチができないかという改革意識をもって授業づくりに取り組む。	今後も継続して実施し、教員の授業力向上を図っていきます。	学校教育課
109	ALT（外国語指導助手）の全校配置	豊かな国際力と国際的に通用するコミュニケーション力を育成するため、全小・中・義務教育学校にALTを配置し、ALTをより効果的に活用した授業改善のための支援やイベントの参加者を増やすための工夫を行います。	①ALTの活用により「小中一貫英語教育カリキュラム」を基にした授業を展開し、義務教育9年間を通して、発達の段階に応じた英語教育を推進する。 ②イングリッシュサマースクールや幼稚園・保育園訪問等を通して活動を地域にも発信する。 ③中学生海外交流事業における中学生の補助や支援を行う。	・ALTの活用により「小中一貫英語教育カリキュラム」を基にした授業を展開し、義務教育9年間を通して、発達の段階に応じた英語教育を推進する。 ・イングリッシュサマースクールや幼稚園・保育園訪問等を通して活動を地域にも発信する。 ・中学生海外交流事業における中学生の補助や支援を行う。	今後も全校にALT配置を継続し、コミュニケーション力の育成を行っていく。	学校教育課
110	ICT（情報通信技術）を活用した新たな学びの推進事業	今後の情報化社会を生き抜く力を養成するため、学校ICT化の1st GIGAで導入したタブレット端末や校務支援システムの更新などICTを活用した授業を推進し、学習環境を整備します。	・無線LANや高速インターネット等のインフラ整備 ・GIGAタブレット、校務端末、校務支援システムのインフラ整備	・GIGAタブレット、校務端末、校務支援システムの更新計画策定 ・更新時期を迎える機器等の見直しを行い、設備の最適化を目指す。	国や県の動向も視野に入れながら、持続可能な整備を引き続き行っていく。	学校教育課
再掲	中学生海外交流事業 《再掲》	≪№104再掲≫		オーストリアからのホームステイ受入れ、オーストリアへの本市中学生の派遣を実施する。	今後も事業を継続し、国際社会に貢献できる人材の育成を続ける。	学校教育課
再掲	社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施 《再掲》	≪№105再掲≫		実施時期や実施方法を見直しながら、全ての中・義務教育学校（後期課程）での校外体験活動を実施する。	今後も事業を継続実施し、多様な体験活動を推進する。	学校教育課
111	ふるさとアーティスト派遣事業	豊かな感性や好奇心・表現力を高めるため、地元出身の音楽家を小学校・中学校・義務教育学校に派遣し、児童生徒向けのミニコンサートを実施します。		音楽鑑賞教室：9校 学校外でのコンサート・ワークショップ実施	文化振興事業の鑑賞者数13,000人	生涯学習課
112	小学校演劇公演ワークショップ	地元の劇団らくりん座を小学校と義務教育学校に派遣し、演劇公演と演劇ワークショップを開催します。		演劇公演：7校 ワークショップ次年度より再開を検討	文化振興事業の鑑賞者数13,000人	生涯学習課
113	保育園等芸術家派遣事業	豊かな感性を育むため、市内の認定こども園、幼稚園、保育園のこどもを対象に芸術家を派遣し、芸術に関する実技披露や講話を行います。		継続実施	事業の継続実施	保育課
114	小中学校スポーツ活動支援事業	健やかな体を育成する部活動の振興のため、各学校の活動後援会に対し教育活動として大会に出場する際の交通費・宿泊費に補助金を交付します。	市立小中学校等児童生徒スポーツ等振興補助金の交付	継続実施	事業の継続実施	学校教育課
115	小学校と認定こども園・幼稚園・保育園との連携の充実	認定こども園・幼稚園・保育園の就学前の教育と小学校教育の連携を図り、連続した教育活動の中でこどものよりよい成長を支援できるよう、地域的な交流を進めます。	・幼保小に係る講演会、公開保育等の各種研修会 ・栃木県幼児教育総合センター主催の合同研修への参加	継続実施	事業の継続実施	学校教育課

■基本施策（３） 家庭や地域の教育力の向上

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
116	家庭教育の実施	親の資質・教育力の向上を図り、より多くの親への家庭教育支援を目指して、あらゆる機会をとらえて、家庭教育に関する学習の機会の提供を行います。				保育課
			母親学級	継続実施	継続実施	子育て相談課
			・出前講座（行政編）内の家庭教育メニューの実施 ・公民館での家庭教育の実施 ・教育講演会の実施 ・母親学級での親学習	継続実施	継続実施	生涯学習課
再掲	コミュニティ・スクール 地域学校協働本部 《再掲》	《№20再掲》		日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う。	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする。	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する。	生涯学習課
再掲	地域子育て支援拠点事業 （子育てサロン）【地域子ども・子育て支援事業(2)】 《再掲》	《№9再掲》		(子育てサポートステーション所管) 直営1か所、委託2か所 出張サロン5か所 利用延人数 15,532人	(子育てサポートステーション所管) 直営1か所、委託2か所 出張サロン5か所 利用用延人数 13,979人	子育て相談課
			子育てサロンの実施	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 5,773人	(保育課所管) 施設数 15か所 利用延人数 5,045人	保育課

■基本施策（４） 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
117	情報モラル教育の推進	各学校において、情報モラル教育を各教科、学級活動や道徳などに位置付け推進します。		継続実施	国や県の動向を注視した上で、引き続き、教員に対する研修会等を実施していく。	学校教育課
118	環境浄化活動事業	関係機関・団体やボランティアなどの地域住民と連携・協力して関係業界に対する自主的措置を働きかけ、街頭指導活動や立入調査を実施します。	・巡回指導活動の実施 ・立入調査の実施	継続実施	継続実施	生涯学習課

■基本施策（５） いじめ・体罰防止と救済

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
119	通報・相談窓口の設置及び周知	学校教育課内に設置したいじめや体罰への相談窓口について周知を行います。		継続実施	事業の継続実施	学校教育課
120	児童生徒への支援の実施	いじめの早期発見・早期解決に向けて、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒への支援としてスクールカウンセラーの派遣を行い、スクールカウンセラーと学校の連携を強化します。	・スクールカウンセラー等の活用事業 ・相談体制の充実	継続実施	事業の継続実施	学校教育課
121	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の 導入・運営及び学校評価の実施	保護者や地域住民が一定の権限を持って学校運営に参画し、目標やビジョンを共有し、一体となってこどもの健全育成や学校運営の改善に取り組むため、学校評議員制度からコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）へ移行し、各小・中・義務教育学校において開催することで、教育活動や学校運営の状況などについて評価を行います。	・学校評議員会の開催 ・学校評価の実施	・継続実施 ・年度末までに全校移行完了	学校評議員会の開催（１校当たり年２～３回）	学校教育課
122	いじめ問題対策連絡協議会・ いじめ問題対策委員会	学校におけるいじめの防止などのための対策を効果的に行うための組織を設置します。	・いじめ問題対策連絡協議会の設置 ・いじめ問題対策委員会の設置 ・学校いじめ対策組織の設置	継続実施	事業の継続実施	学校教育課
123	いじめ問題再調査委員会	いじめの発生時に調査を行い、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、調査の結果についての再調査を行います。		継続実施	継続実施	子育て支援課
再掲	児童虐待に関する相談体制の充実《再掲》	《№27再掲》		家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	子育て相談課

第3期子ども・子育て未来プラン事業 令和7(2025)年度及び最終目標値設定

基本方針7

基本方針6 子どもにやさしい生活環境の整備

■基本施策（1） 安心して外出できる環境の整備

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
124	歩道の整備	歩道の段差などがベビーカーや自転車の通行の妨げになることが多いため、歩道のバリアフリー化に向けた取組を推進します。		通学路安全プログラムによるグリーンベルト整備 2路線 L＝340m 道路改良工事による歩道整備 1路線 L＝90m	歩道のバリアフリー化に向けて事業を推進する。	都市建設課
125	都市公園施設の整備	市内の都市公園の遊具などの施設について、計画的に更新・修繕を行い、子どもが安全に遊べる環境を整えます。	・都市公園施設(※)の修繕・更新・新設 ※管理施設・遊戯施設・休養施設・園路及び広場・運動施設・修景施設・便益施設・教養施設	・乃木緑地トイレ更新工事 ・那珂川河畔公園トイレ更新設計業務	都市公園施設長寿命化計画に基づき、都市公園施設の整備を推進する。	都市建設課
126	赤ちゃんの駅	子連れの家族が気軽に外出できるよう、市内の公共施設や商業施設でおむつ替えのスペースや授乳できるスペースがあるところを赤ちゃんの駅として認定し、ホームページなどでお知らせします。		継続実施	継続実施	子育て支援課
127	移動式赤ちゃんの駅	屋外で行うイベントでおむつ替えのスペースや授乳できるスペースが確保できるよう、移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。		継続実施	継続実施	子育て支援課

■基本施策（2） 子どもの安全の確保

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
128	緊急時の避難先確保や指導	子どもが被害に遭うおそれがある場面を想定し、その際における具体的対応方法や防犯ブザー、ホイッスルなど防犯機器の活用方法、緊急避難場所の利用方法などの指導に努めます。		防犯ブザー所有率 100%	防犯ブザー所有率 100%	教育総務課
129	子どもを守る家	子どもが緊急時に駆け込める「子どもを守る家」を地域の協力のもと設置しています。「子どもを守る家」にはステッカーを標示し、子どもには各学校の登下校指導などで説明をします。		継続して連携・協力を行う。	継続して連携・協力を行う。	交通防犯課
				継続して連携・協力を行う。	継続して連携・協力を行う。	学校教育課
				設置件数1,700件	設置件数1,800件	生涯学習課
130	防犯ブザーの配布	子どもを犯罪の被害から守るため、小学校及び義務教育学校の新1年生に防犯ブザーを配布します。		防犯ブザー所有率 100%	防犯ブザー所有率 100%	教育総務課
131	防犯カメラ設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯カメラの設置を行う自治会へ設置費などの助成を行います。		累計設置数 15台	累計設置数 35台	交通防犯課
132	防犯灯設置への助成	子どもが巻き込まれる犯罪も含め、犯罪防止のために防犯灯の設置を行う自治会などへ設置費などの助成を行います。		・設置数 120基（年間） ・維持数 10, 120基	・設置数 120基（年間） ・維持数 10, 300基	交通防犯課

新	133	那須塩原市通学路交通安全対策プログラムによる通学路点検の実施	通学路交通安全対策プログラムを策定し、通学路の安全点検を毎年実施します。 原則として毎年、新規箇所などの合同点検を実施します。	・通学路安全推進会議の開催 ・合同点検の実施 ・対策箇所一覧表の作成及び公表	継続実施	事業の継続実施	学校教育課
	134	自主防犯団体への活動支援費補助	犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、自主的に防犯活動を行う団体に対し、継続的に防犯活動に取り組んでいくために必要な物品の購入費用などの一部を助成します。		・補助金交付 5 団体（年間） ・令和 7 年度防犯研修 参加者 5 0 名	・補助金交付 5 団体（年間） ・防犯研修 参加者 5 0 名	交通防犯課
	135	防犯教室の実施	安全なまちづくりのため、那須塩原警察署と連携し、防犯教室を実施します。		継続実施	・防犯教室開催件数 5 件（年間） ・参加者 5 0 0 人	交通防犯課
	136	交通安全教室の開催	交通教育指導員が小学校、義務教育学校、教育・保育施設などで、交通安全講話、歩行横断訓練、自転車の乗り方訓練などの交通安全教育を実施します。		継続実施	・交通安全教室開催件数 5 0 件（年間） ・参加者 4, 5 0 0 人	交通防犯課
	137	おさんぽルートの把握・危険箇所の点検	市内の教育・保育施設では安全なルートでお散歩が実施できるよう、お散歩ルートを設定し危険箇所の点検を行います。		継続実施	継続実施	保育課
	再掲	情報モラル教育の推進《再掲》	《№117再掲》		継続実施	国や県の動向を注視した上で、引き続き、教員に対する研修会等を実施していく。	学校教育課
	138	教育・保育施設への事故防止等用カメラの設置	教育・保育施設に事故防止用カメラを設置し安心安全な保育環境を確保します。		継続実施	継続実施	保育課

第3期子ども・子育て未来プラン事業 令和7(2025)年度及び最終目標値設定

基本方針7 子どもの貧困対策の推進

■基本施策（1） 子どもへの教育支援や学校生活の経済的支援

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
139	学校教育における学力の保障	義務教育においては、家庭環境に左右されず、全ての児童生徒に対して学力を保障しなければならないため、学力が一定水準に満たない児童生徒に対し、学力を向上させる取組を推進します。		個別最適な学びと協働的な学びの実現により、児童生徒の学力の向上を図る。	引き続き、学力を向上させる取組を推進していく。	学校教育課
再掲	社会体験活動（マイ・チャレンジ）の実施 《再掲》	《№105 再掲》		実施時期や実施方法を見直しながら、全ての中・義務教育学校（後期課程）での校外体験活動を実施する。	今後も事業を継続実施し、多様な体験活動を推進する。	学校教育課
140	スクールソーシャルワーカーによる相談支援	不登校、児童虐待、経済的困窮など様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対しスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行います。		不登校、児童虐待、経済的困窮等様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対してスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行う。	今後ともSSW rが保護者、関係機関との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境調整を行うことで支援を図っていく。	学校教育課
再掲	要支援児童放課後応援事業《再掲》	《№62 再掲》		信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す	子育て相談課
141	生活困窮者世帯学習支援	学力の向上や学習習慣の定着を図るため、生活保護、準要保護世帯の小学4年生～高校生を対象に学習支援員による学習の支援を行います。	市内4か所の公民館で週2回、2時間程度（18時～20時）の学習支援を実施。	参加者30名	参加者30名	生活福祉課
再掲	ふるさとアーティスト派遣事業《再掲》	《№111 再掲》		音楽鑑賞教室：9校 学校外でのコンサート・ワークショップ実施	文化振興事業の鑑賞者数13,000人	生涯学習課
再掲	小学校演劇公演ワークショップ《再掲》	《№112 再掲》		演劇公演：7校 ワークショップ次年度より再開を検討	文化振興事業の鑑賞者数13,000人	生涯学習課
再掲	保育園等芸術家派遣事業 《再掲》	《№113 再掲》		継続実施	事業の継続実施	保育課
142	就学援助制度	経済的理由により、就学が困難と認められる児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費などを支給し、援助を行います。		引き続き、援助を行っていく。	引き続き、援助を行っていく。	学校教育課
143	奨学資金貸与・給付事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校や大学などに就学することが困難な者に対し、奨学資金を貸与、又は給付し、広く人材を育成します。		○採用目標 ＜給付（国内）＞ 【国内進学】・決定者数 8名 【医療系】・決定者数 3名 ＜給付（海外）＞ ・決定者数 2名 ＜貸与（国内）＞ ・決定者数 13名 ＜貸与（海外）＞ ・決定者数 2名	○採用目標 ＜給付（国内）＞ 【国内進学】・決定者数 8名 ＜給付（海外）＞ ・決定者数 2名 ＜貸与（国内）＞ ・決定者数 13名 ＜貸与（海外）＞ ・決定者数 2名	教育総務課

■基本施策（２） 生活の安定のための支援

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和 7 (2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
再掲	妊産婦支援事業 《再掲》	≪№65 再掲≫	・母子健康手帳交付 ・妊婦健康診査 ・母親学級 ・妊娠後期相談 ・産婦健康診査 ・産後ケア	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（４か月児健診） 89.5%以上	・妊娠中から出産にかけて安心して過ごせた母親の割合（４か月児健診） 91.5%以上	子育て相談課
再掲	妊産婦医療費助成制度 《再掲》	≪№66 再掲≫		継続実施 （安定した制度運営のため、適正受信等のPRに努める）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
再掲	乳幼児健康診査 《再掲》	≪№31 再掲≫	・４か月児健康診査 ・１０ヵ月児健康診査 ・１歳６か月児健康診査 ・２歳児歯科検診 ・３歳児健康診査 ・５歳児健康診査	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
再掲	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業【地域子ども・子育て支援事業（４）】《再掲》	≪№69 再掲≫	・新生児産婦訪問指導事業 ・妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 ・乳児家庭全戸訪問事業【地域子ども・子育て支援事業】	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	・この地域で今後も子育てをしていきたいと思う親の割合 現状維持（R6年度 95.8%）	子育て相談課
再掲	養育支援訪問事業【地域子ども・子育て支援事業（５）-1】《再掲》	≪№29 再掲≫	養育支援家庭数	子育てを楽しめないと思う時がある親の割合（４か月児健診時） 5%以下	子育てを楽しめないと思う時がある親の割合（４か月児健診時）5%以下	子育て相談課
再掲	こども医療費助成 《再掲》	≪№88 再掲≫		継続実施 （安定した制度運営のため、適正受診等のPRに努める。）	令和元年度から中学生までの医療費助成を現物給付とした。市民からも要望の強い改正であったためこのまま制度を維持していく。	子育て支援課
再掲	ひとり親医療費助成 《再掲》	≪№39 再掲≫	ひとり親とその児童の医療費の保険診療の自己負担分を助成します。	継続実施（制度の周知を図る）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
再掲	実費徴収に係る補足給付を行う事業【地域子ども・子育て支援事業（12）】《再掲》	≪№14 再掲≫		継続実施	継続実施	保育課
再掲	母子父子寡婦福祉資金貸付事業《再掲》	≪№42再掲≫	県が実施する母子・父子・寡婦福祉資金の相談・申請受付	継続実施	継続実施	子育て相談課
再掲	ひとり親世帯や生活困窮者世帯への保育料減免《再掲》	≪№43 再掲≫		生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり（市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料）。	生活保護世帯無料。ひとり親世帯は、減免制度あり（市民税非課税世帯は無料、市民税所得割額77,101円未満の世帯は第1子1/4、第2子以降無料）。	保育課
再掲	放課後児童クラブ事業利用料減免《再掲》	≪№44 再掲≫				子育て支援課
新	144 児童手当	安定した子育てのため、１８歳以下のこどものいる家庭へ児童手当を支給します。		継続実施（支給に漏れないよう制度運用していく）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
	145 遺児手当	父母の一方又は両方が死亡した義務教育終了前のこどもの健全な育成のため、遺児手当を支給します。		制度の周知を図る	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課
	再掲 児童扶養手当《再掲》	≪№38 再掲≫		継続実施（制度の周知を図る）	対象者について各機関と連携して把握し、支給に漏れないよう確実に制度運用していく。	子育て支援課

再掲	住宅支援《再掲》	《№41 再掲》	生活困窮者への住宅確保給付金（転居費用含む）の給付	継続実施	継続実施	生活福祉課
			・県や関係機関が実施するひとり親家庭に対する住宅の確保に関する各種支援の周知、相談、申請等の支援	継続実施	継続実施	子育て相談課
再掲	要支援児童放課後応援事業 《再掲》	《№62 再掲》		信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	信頼できる大人との交流や、規則正しい生活習慣の習得により、児童生徒の精神安定や自立を促す。	子育て相談課
再掲	コミュニティ・スクール地域学校協働本部《再掲》	《№20 再掲》		日新中学校区、東那須野中学校区、西那須野中学校区の10校に学校運営協議会を設置する。	市内全27校に学校運営協議会を設置し、各学校において地域とともにある学校づくりに向けた効果的な運営を行う	学校教育課
				コミュニティ・スクールの導入をしている18校において、地域学校協働本部との一体的推進を進め、地域の特色ある地域学校協働活動が展開できるようにする	コミュニティ・スクールを導入した全27校において、地域学校協働本部との一体的な推進を図り、各地域学校協働本部で地域に根付いた地域学校協働活動を展開する	生涯学習課
146	市内で実施しているこども食堂の情報提供	市内で実施しているこども食堂について、市のホームページなどで情報提供を行います。		最新の情報をホームページに掲載し、継続的に情報提供していく。	最新の情報をホームページに掲載し、継続的に情報提供していく。	子育て支援課

■基本施策（３） 保護者の自立に向けた支援

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
再掲	ひとり親家庭に対する相談支援体制	《№34 再掲》	・母子・父子自立支援員による相談支援 ・ハローワーク、社会福祉協議会などの関係機関との連携 ・ひとり親家庭等のためのサポートガイドブックの改定、周知	母子・父子自立支援員による相談支援、関係機関との連携、支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援体制の充実を図る。	母子・父子自立支援員による相談支援、関係機関との連携、支援制度の周知を図り、ひとり親家庭の自立に向けた相談支援体制の充実を図る。	子育て相談課
再掲	母子・父子自立支援プログラム策定	《№35 再掲》		個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関と連携するなど、きめ細かな支援を行う。	個々のひとり親家庭の方の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどの関係機関と連携するなど、きめ細かな支援を行う。	子育て相談課
再掲	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付	《№36 再掲》		継続実施	継続実施	子育て相談課
再掲	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付	《№37 再掲》		継続実施	継続実施	子育て相談課
147	母子生活支援施設の活用	様々な事情を抱える母子の心身と生活を安定させるため、母子生活支援施設において支援や援助を進めながら自立を支援します。	・入所相談、申込受付、負担金徴収など	継続実施	継続実施	子育て相談課

■基本施策（４） 支援が必要な家庭を支える体制づくり

№	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
148	庁内連携体制の強化	こどもの貧困に対する施策について、庁内の連絡会議などにより情報共有を行い施策の展開を図ります。		継続実施	継続実施	子育て支援課
149	こども食堂など地域における子育て支援取組	「地域での子育て支援活動」「食事の提供を通したこどもの居場所づくり」などを行っている団体に対して、活動費の一部を助成します。	子ども・子育て夢基金助成事業	継続実施	継続実施	子育て支援課
再掲	スクールソーシャルワーカーによる相談支援《再掲》	《№140 再掲》		不登校、児童虐待、経済的困窮等様々な問題を抱える児童生徒、保護者に対してスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携を図りながら支援を行う。	今後ともSSW r が保護者、関係機関との連携を図り、児童生徒を取り巻く環境調整を行うことで支援を図っていく。	学校教育課

第3期子ども・子育て未来プラン事業 令和7(2025)年度及び最終目標値設定

基本方針8

基本方針8 子どもの権利の保障

■基本施策（1） 子どもの権利侵害からの救済

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
150	子どもの権利救済委員会の実施	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1人を委嘱し、3人で構成します。		継続実施	事業の継続実施	子育て支援課
再掲	児童虐待に関する相談体制の充実《再掲》	《No27 再掲》		家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	家庭相談員7人。スーパーバイザーの専門的技術的助言や指導と保健師の配置により相談体制を強化し、きめ細やかな支援を行う。	子育て相談課
再掲	通報・相談窓口の設置及び周知《再掲》	《No119 再掲》		継続実施	事業の継続実施	学校教育課
再掲	児童生徒への支援の実施《再掲》	《No120 再掲》	・スクールカウンセラー等の活用事業 ・相談体制の充実	継続実施	事業の継続実施	学校教育課

■基本施策（2） 子どもの権利に関する啓発活動

No	事業・取組名	事業・取組内容	具体的な事業（左の事業・取組名と同じ場合は省略）	令和7(2025)年度目標	最終年度（令和11年度）目標	担当課
151	制度の周知	こどもの権利などについて、こどもや大人が理解を深められるよう周知を図ります。		イベントでの周知・啓発を実施	イベント等での周知・啓発を継続実施	子育て支援課
152	こどもの権利に関する講演会等の開催	こどもの権利に関して見識のある講師を招き、講演会や研修会を開催します。		市内小中学校での講演会の実施 5校	市内全小中学校での講演会の実施	子育て支援課
153	こどもの権利に関する学習	こども自身によるこどもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどでこどもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、こどもの権利をはじめとする人権全般についての学習を推進します。		継続実施	事業の継続実施	子育て支援課
				継続実施	事業の継続実施	学校教育課
154	こどもの意見を表明する機会の確保	こども施策の策定などに当たって、こどもの意見反映がされるよう意識向上を図ります。		庁内への周知及び情報提供の実施	市の各種計画にもこどもの意見反映がされるよう庁内に周知及び意見聴取に関する情報提供を行う。	子育て支援課

新